



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2020. 3. 13

新型コロナウイルス関連情報 NO.12

新型コロナウイルスによる売上減少、経営悪化に対する 融資制度のご案内

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡慎一郎

日本政策金融公庫は、新型コロナウイルスにより、中小外食事業者等が売上減少に伴う経営悪化に対して融資を開始しましたので下記をご参照ください。

また、民間の金融機関の新規融資について、金融庁は事業者の資金繰り支援を最優先事項としており、民間金融機関の取組状況について報告を求め、その状況を公表するとしておりますので取引銀行等へご相談下さい。

今般のコロナウイルスによって売り上げの減少、経営が悪化している中小企業に対して、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による無担保融資の途があります。

■売上数値要件 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年度の同期と比較して5%以上減少

■融資限度額 3億円 ただし、小規模事業者は6千万円 いずれも別枠

■返済期間 運転資金 15年以内 (据置期間5年以内)

■利 率 1億円以内の部分については、当初3年間は基準金利 - 0.9%

※一部の対象者については、基準金利 - 0.9%の部分について、別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間は実質無利子となる予定です。

1億円を超える部分については、基準金利

■融資のご相談窓口

本社所在地の日本政策金融公庫本店・支店の、中小企業事業の窓口へご相談ください。

3月14日(土)以降の土日の電話相談は、0120-327790(9:00~17:00)で受け付けています。

・日本政策金融公庫ホームページ

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外食事業者へ支援策のご案内

一般社団法人 日本フードサービス協会

政府は、3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策-第2弾-」を決定しました。詳細は今後示されるものもありますが、外食事業者が活用できると考えられるメニューを整理しました。具体的な支援内容については、個別に窓口と相談する必要があります。

中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なる場合がありますので、支援の窓口を確認してください。

中小企業基本法の中小企業と小規模企業の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

注:飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業は小売業に分類されます。

主な支援策

経済産業省ホームページ掲載パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(経済産業省・3月11日)」から、抜粋して紹介します。具体的な仕組みは、関係するページを参照してください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

○中小企業・小規模事業者向け

① セーフティーネット保証(経産省パンフ 5P)

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大 2.8 億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援(飲食業が対象業種)

② 無利子無担保融資(運転資金・設備資金・融資限度額 中小事業3億円 同 7P)

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の併用で実質的無利子

政策金融公庫の融資制度の詳細については、3月13日付けファックスの「JF ニュースレターNO12」を参照願います。

・日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html

③ 衛生環境激変対策特別貸付(運転資金・融資限度額別枠1000万円 同 10P)

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方を対象

【各県の問い合わせ先】

・日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、中小企業団体中央会 等

https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html

○大企業を含む全事業者向け

① 雇用調整助成金の特定措置(同 21P)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成(大企業2分の1、中小企業3分の2、北海道特例あり)

【各県の雇用調整助成金相談窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603788.pdf>

② 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(同 23P)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金(賃金相当額の10分の10、日額8330円上限)

○さらなる金融処置(危機対応業務/危機関連保証 同 11P)

- ・危機対応業務:商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援を実施。
- ・危機関連保証:全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。